

鳥取県告示第516号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月11日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市及び境港市並びに西伯郡日吉津村、大山町及び伯耆町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成21年9月1日から平成22年3月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破碎又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破碎を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破碎又は焼却すること。

イ 破碎後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チッパーにより破碎する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業総室、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）